

「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」
労働環境ワーキンググループ 第9回会議 議事概要

1 日時

令和5年2月8日（水）午前10時から午前11時30分まで

2 場所

愛知県自治センター 12階 E会議室

3 出席者

18構成団体

(構成団体)

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海北陸厚生局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、名古屋市、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、外国人技能実習機構名古屋事務所、公益財団法人国際人材協力機構名古屋駐在事務所、愛知県職業能力開発協会、愛知県（順不同）

4 議事

- (1) 技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて
- (2) 在留外国人材の現状と外国人材に関する取組状況等について
- (3) 意見交換

5 主な発言内容

(事務局)

ただいまから「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」労働環境ワーキンググループの第9回会議を開催いたします。

始めに、労働環境ワーキンググループの事務局である愛知県労働局の日高からご挨拶申し上げます。

(愛知県（労働局）)

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また出入国在留管理庁さんにおかれましては、オンラインで東京からご参加いただき、誠にありがとうございます。

この労働環境ワーキンググループは、外国人材等の労働環境の整備について、情報共有や相互連携を図ることを目的として、2019年2月に設置されたもので、今回が9回目となります。

1月27日に厚生労働省から発表されました統計資料によれば、愛知県内の在留外国人労働者数は、昨年10月末の段階で18万8691人、東京に次いで2番目となっています。

そのうち外国人技能実習生数は3万3471人、特定技能も9,839人で、愛知県はともに圧倒的に全国一です。

2019年4月に改正出入国管理法による在留資格特定技能が創設されましたが、開始から1年たらずにコロナが蔓延し、出入国の制限などもあって、特定技能人材は全国で8万人にとどまっております。また、受け入れできる産業分野も限られているため、まだまだ外国人技能実習生に依存しているのが実態です。その技能実習生も入国できない状況が続く、県内企業から担い手不足の声が多く寄せられておりました、外国人材はこの地域の産業にとって、もはやなくてはならない存在といえると思います。

現在は、出入国制限は解除されましたが、今度は空前の円安環境となり、日本で働く魅力が乏しくなっているとされており、日本で働きたいと思えるような労働環境づくりが求められているのだと思います。

現在、国では、技能実習制度と特定技能制度の見直しが進められていると伺っておりまして、その行方が気になるところでございます。本日は、出入国在留管理庁の方から、制度の見直しの趣旨や有識者会議の状況などについてご説明をいただけると伺っております。

関係者がリアルに集うせっかくの機会ですので、積極的に情報交換をしていただき、相互連携を図っていただければ幸いです。本日の会議が実りあるものとなることを期待いたしまして挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

本日は、事務局を含め18団体からご出席をいただいております。

出席者の紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

議事(1)「技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて」でございます。

本日は、オンラインで、出入国在留管理庁さんにご参加いただいております。制度見直しの趣旨や有識者会議の開催状況等をお話いただきたいと思います。

なお、構成員の皆様から、質問を事前にご提出いただいております。ご質問いただいた内容についても、あわせてご説明いたします。

それでは、よろしく願いいたします。

(出入国在留管理庁)

ただいまご紹介に預かりました、出入国在留管理庁政策課の小関と申します。

早速ではございますが、本日の議事の一つ目である技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

技能実習制度と特定技能制度については、それぞれ法律の規定による検討の時期に差し掛かっております。技能実習制度は、技能実習法の附則において、施行後5年を経過した場合に検討を加えることとなっており、令和4年11月で施行後5年を迎えました。他方、特定技能制度につきましては、入管法等改正法の附則において、法律の施行後2年を経過した場合に検討を加えることとなっており、令和3年4月に2年を経過しております。

資料の下線部に記載がありますとおり、技能実習制度との関係を含めて検討することとされていますことから、今般、技能実習制度と特定技能制度を一体として見直しを検討することとしています。

政府においては、両制度の在り方について、政府全体で検討を進めていくため、昨年11月22日、内閣官房長官と法務大臣が共同議長を務める外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議におきまして、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、この関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催を決定いたしました。

次のページをご覧ください。

この有識者会議の構成員につきましては、関係閣僚会議議長が決定することと定められておりますが、ご覧の方々が有識者会議の座長、座長代理、そして構成員となっております。

有識者会議の座長はJICAの田中明彦理事長にお願いしまして、その他、労働法や経済学、国際関係学の学識経験者を始め、労使の声を代表する団体、法曹関係者、地方公共団体のほか、現場で直接外国人の支援に携わる方など、各界の有識者15名でご議論いただくこととしています。

次のページをご覧ください。

こちらは、今後の有識者会議のスケジュールについてお示ししたものです。

昨年11月から有識者会議を随時実施、と記載がございますが、有識者会議は、おおむね月1回程度開催し、今年の春頃に中間取りまとめの報告書を、秋頃に最終的な報告書を関係閣僚会議にご提出いただくような日程感でご議論いただきたいと考えております。

次のページをご覧ください。

こちらは有識者会議で議論される具体的な論点になります。

第1の「技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について」では、制度の骨格となる事項が整理されており、

- 1 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方
- 2 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度の構築
- 3 受入見込み数の設定等の在り方

が提示されております。

続きまして、第2の「人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について」におきましては、個別の主要な事項が整理されており、

- 1 転籍の在り方
- 2 管理監督や支援体制の在り方
- 3 外国人の日本語能力の向上に向けた取組

が提示されております。

これまで有識者会議は、昨年12月14日に第1回を、そして本年1月31日に第2回が開催されており、まさに議論が開始されたところでもありますので、現段階では検討の方向性等についてご説明することはできませんが、第1回及び第2回会議において、委員の

皆様から頂いたご意見の一部をご紹介します。

なお、第1回会議については議事要旨をホームページで公表しておりますので、お時間のある時にご覧いただければと存じます。

両制度の全般について頂いたご意見の中には、技能実習制度が人手の確保に利用されている実態は否定できないが、他方で、受入れ側も技能実習生に指導するために努力し、実態とも葛藤しながら受入れをしており、実習生が帰国後に日本で習得した技能を活用して国際貢献になっている実態もある。この両面をよく見て総合的に議論すべきというご意見ですとか、技能実習制度については、転籍が原則として認められていないことが、実習生への様々な人権侵害を発生させる要因となっている一方、地方への影響や有期雇用に関する契約上の取扱いを考慮の上、議論することが必要ではないかというご意見、また、特定技能制度は制度開始からまだ数年が経過したばかりであり、技能実習で実施された方策で使えるものも取り込みながら改善策を議論すべき、といったご意見がございました。

また、第2回の会議では、先ほどご紹介した論点を確定し、論点の第1についてご議論いただきましたが、まず第1の1「制度目的と実態を踏まえた制度の在り方」については、制度目的は人材確保に一本化し、特定技能と矛盾なく接合できるようにすべきというご意見、また、管理・支援が適正に行えない監理団体や登録支援機関を排除するなど、様々な対策を講じながら、制度を適正に運用し、両制度を存続させていくことは可能、といったご意見がありました。

次に、第1の2「外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度の構築」に関しましては、スキルレベルの観点から、特定技能1号が技能実習の上に位置付けられていることについて疑問に思っているというご意見、また、技能実習は職種・作業が細かく、なかなか本人のキャリアが広がらないといったご意見がございました。

最後に、第1の3「受入見込み数の設定等の在り方」につきましては、受入れ見込み数の設定については透明性を確保するため、有識者会議などを設置して、関係者を入れた場で、エビデンスに基づいて議論すべき、といったご意見がありました。

先ほど申し上げましたとおり、現時点では第2回の会議が開催されたばかりのところですので、今後の有識者会議においても引き続き、両制度が直面する様々な課題について、委員の皆様それぞれのお立場や視点から活発にご議論いただきたいと思いますと考えております。

また、第1回、第2回の有識者会議の資料等につきましては、入管庁のホームページに公表しておりますので、こちらもお時間のある時にご覧いただければと思います。

ご説明は以上となります。

それでは、事前に頂いたご質問についてご回答差し上げたいと思います。愛知県商工会联合会の方から、技能実習の職種・作業につきましてご質問いただいております。

ご質問内容を読み上げますと、「技能実習制度及び特定技能制度の見直しで、技能実習2号移行対象職種・作業のうち、対応する特定技能分野にない繊維・衣服関係(13職種22作業)、その他(12職種22作業)及び社内検定型(1職種2作業)が、技能実習職種・作業から外される恐れはありますか。同様に、特定技能外国人が従事できる製造3分野以外、特に輸送用機械器具製造業の技能実習制度は存続できますか」というご質問です。

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、有識者会議は、技能実習法及び入管法等改正法の附則に定められた検討条項に基づきまして、両制度の施行状況を

検証し、課題を洗い出した上で、外国人を適正に受け入れる方策を検討することを目的として設置されておりまして、現在、両制度の制度趣旨や外国人材を適正に受け入れる方策について議論がされているところでございます。今の段階では、このように具体的な点につきましては、まだ議論の段階ではございませんので、このご質問に対するご回答を申し上げることはできませんけれども、この先議論が進みまして、最終報告書なども提出されて、大きな方向性が示された後に、各分野において、それぞれの業所管省庁も交えながら議論が進んでいくことと思われまます。

私からのご説明は以上となります。

(事務局)

ただいまのご説明をお聞きいただき、何かご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

特にないようですので、議事(1)は終了します。ここで、出入国在留管理庁さんは、退出されます。

続きまして、議事(2)「在留外国人材の現状と外国人材に関する取組状況等について」に入ります。

なお、時間の都合上、質問は最後にまとめてお聞きするということにします。

では、名古屋出入国在留管理局さんからご説明いただきます。

(名古屋出入国在留管理局)

それでは、在留外国人の現状ということと、加えまして、コロナの関係で入国が昨年度滞っていたというところがございますが、昨年末からですね、徐々に解禁となり、回復しつつあり、入管庁のホームページの方に公開しております資料をプリントアウトしております。

まず資料の1枚目「外国人入国者数・日本人出国者数等の推移」です。この一番下、これは速報値ということで、令和4年の外国人入国者数が開示されております。まだまだコロナ前の水準には、ほど遠いような形にはなっておりますけれども、徐々に回復していくものと思われまます。

次のページになりますが、在留資格別の入国者数ということで、令和4年の数値を見ていただくとわかりますように、全体の入国者数としては先ほどの表のとおり、まだまだ以前の水準にはほど遠いですが、就労資格を見ていただきますと、ほぼコロナ前の平成30年と同じような水準の数が既に入国しているという状況でございます。やはり入国者数といいますと、インバウンドの方々は昨年秋からになりますので、短期滞在の数については平成30年に比べますとかなり少ない数字になっておりますが、就労資格については、ほぼコロナ前の水準に戻ってきているというような状況でございます。

次のページをお願いいたします。

特定技能の在留外国人数で、公式に公表している数字としては、昨年11月末が最新となります。

特定技能1号の外国人の在留者数につきましては、全国で12万3000人ということで、早くも10万人を超えてございます。ここで、やはり見ていただきたいのはこの1年間です。令和4年の11月末までの数字になりますので、1年間ということで比較して、令和3年の11月末を見ていただきますと、およそ4万人程度であった特定技能外国人が、こ

の1年間で、約3倍、12万3000人を超えております。ここ1年、2年でかなり数値を伸ばしてきているような状況でございます。

次のページをお願いいたします。

全国の特特定技能在留外国人数ということで数値を出しております。こちらの都道府県別は昨年9月末が最新になります。愛知県につきましては、約1万人ということで、これは9月末の時点になりますが、同じペースでいきますと、現在はおそらく1万2、3千ぐらいの数になると思います。愛知県は全国で一番多い数になります。全国の特特定技能外国人の約1割は、この愛知県内に集中しているということになります。

次のページをお願いいたします。

同じような数字になりますが、外国人労働者数、特特定技能外国人数、技能実習生の都道府県別構成比を記載しております。こちらはそれぞれ数値の基準日はバラバラにはなってしまうのですが、愛知県につきましては、技能実習生も特特定技能も多いということで、約1割の外国人が愛知県に在住しているという形になります。

最後に、技能試験及び日本語試験の実施状況になります。令和4年の6月末時点の数値になります。少し古いような統計にはなりますが、公表している中では最新のものになりますので、参考にさせていただければと思います。

最後の資料は、意見交換でお話したいと思います。

私の方からのご説明につきましては以上となります。

(愛知労働局)

外国人の雇用状況について説明します。資料は、1月27日にプレスリリースしたのになります。

当局が発表しているものにつきましては、外国人の雇用状況を企業はハローワークに届ける義務があり、それをまとめたものとなっております。またこれは厚生労働省の担当部署の方とあわせて発表させていただいております。

まず1ページ目になります。枠内に、集計結果のポイントを4点、掲載させていただいております。1つ目は、外国人労働者数です。労働者数については18万8,691人ということで、6.1%の増加、2つ目の事業所数につきましても5.3%の増加ということになっており、双方とも、義務化された平成19年以降、過去最高値になっており、東京に次いで2位の数値です。3つ目については、国籍別の状況になります。ベトナムが最も多くて4万5,807人、全体の24.3%という状況です。次いでブラジル、フィリピンという順番です。4つ目は在留資格別になります。在留資格では、永住者・定住者等のいわゆる身分に基づく在留資格が9万651人と最も多く、増加率で見ますと、専門的・技術的分野の在留資格が3万8,030人と、前年と比べて9,527人、33.4%増と、大きく増加している状況です。

3ページ目をご覧ください。

上段は、外国人労働者数及び主な国籍の推移のグラフで、縦の薄い水色の棒グラフが外国人労働者全体の数、そして折れ線グラフが国籍別の推移を示していることとなります。棒グラフを見ますと、平成24年、25年に減少し、その後令和元年まで増加しております。令和2年は新型コロナの影響もあるとは思いますが、微減し、その後令和3年4年と増加率は低いですが、増加しているという状況です。国籍別で見ますと、黄色の折れ線グラフで示しているベトナムの方が、平成26年から急増し、令和2年に、それまで一番

多かったブラジルを超えて、増加し続けているという状況です。またその他の国籍につきましては、赤い折れ線グラフを見ていただくと、中国の方の状況になりますが、増加傾向だったのが令和元年の3万73人からは減少しているという状況です。円グラフは、国籍別の割合で、ベトナムが24.3%、ブラジルが22.2%、この2か国で半数近くを占めている状況です。

4ページをご覧ください。

上段は、在留資格別の推移の折れ線グラフです。緑色が身分に基づく在留資格で、それ以外の在留資格を見みると、黄色で示されている技能実習は、平成23年に急増し、令和2年をピークに減少している状況です。これは、新型コロナウイルスの影響による入国制限があったため、減少しているものと思っております。赤い線で示している専門的・技術的分野は、平成20年から徐々に増加しております。令和3年、4年に上昇幅が増えていることがおわかりいただけと思います。これは、専門的・技術的分野は、多くの外国人留学生が日本で就職する際に変更される技術・人文・国際業務といった資格の増加が影響しているとも考えられますが、増加率を上げているのは、特定技能の増加ではないかと考えております。

8ページをご覧くださいと、特定技能は、令和4年10月現在で9,839人と前年と比べて6,322人増加している状況で、専門的・技術的分野が前年よりも9,527人増加した中で6,322人ですので、特定技能が大きく影響していると考えています。

5ページをご覧ください。

上段のグラフは、産業別の外国人労働者の推移です。

オレンジ色で示されているのが製造業ですが、外国人労働者が多数を占めていることがおわかりいただけだと思います。ただ製造業も、平成26年から令和元年ぐらいまでは大きく増加していますが、令和2年、3年と減少し、令和4年は再び増加しているという状況です。

続いて、6ページです。

外国人を雇用している事業所の状況です。図7の通り、平成20年から1度も減少することなく増加している状況です。また事業所の規模別の外国人を雇用している状況は図8になり、30人未満の事業所が全体の57.6%と、半数を超えている状況です。労働者側から見ても、図9にあるように、30人未満の事業所で就業する外国人労働者数が全体の33.1%と、もっと多くなっています。

次に7ページをご覧ください。

外国人を雇用する事業所数と外国人労働者数の地域別の状況では、外国人を雇用する事業所、外国人労働者ともに、名古屋が最も多く、在留資格別の状況では、全ての地域において、身分に基づく在留資格の外国人労働者が最も多く、また産業別の状況では、全ての地域において、製造業で就業する外国人労働者が多いという状況です。

最後に8ページをご覧ください。

特定技能の外国人労働者の状況です。先ほども触れましたが、特定技能の外国人労働者数は、過去最高を更新し、グラフで見る通り愛知は全国一です。雇用されている特定産業分野の状況は、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業が全体の40.7%と最も多く、次いで飲食料品製造業、建設業の順番となっています。以上となります。

(外国人技能実習機構)

所属は援助課で、援助課について少し説明させていただきます。

援助課は昨年4月に新設されました。業務は、技能実習生からの相談や、技能実習実施機関からの申告の受理を行い、申告のあった実習先へ調査を行い、必要であれば、実習先の変更について支援を行っております。また、機構の業務を知っていただくため、各市役所、国際交流協会、警察署、労働基準監督署、安定所にご訪問させていただいており、皆様の関係窓口にご提案させていただく場合がございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、外国人技能実習制度の現状について、資料を使って説明させていただきますと思います。資料8となります。

まず資料8のNo1をご覧ください。

技能実習生の数は、令和4年6月末時点で32万人と前年度より増加し、名古屋事務所への技能実習計画の申請も、昨年4月約2,500件だったのが、直近の12月においては約7,800件と3倍以上に増加しております。今後も、技能実習生が増えていく可能性が大変高いです。受入の多い国は、ベトナムが1位で、長年中国が第2位だったのが、これが逆転し、インドネシアが第2位となり、中国は第3位となりました。

次のページをご覧ください。

技能実習生の賃金についてです。令和3年12月から令和4年4月までの期間に、全国での外国人技能実習機構の現地検査の際に、約2,000名の技能実習生に対し、費用負担に対する聞き取り調査を行いました。実習生の賃金については、業界によって幅があり、段階が上がるにつれて賃金は高くなっています。ボーナスが支給されているという、技能実習生からの話もあり、実習先によっても年収が大きく異なります。

次のページをご覧ください。

平成29年に技能実習法が施行され、技能実習生の送り出しを希望する国との間で、政府間の取り決めを作成し、相手国と協力して、不適正な送り出し機関の排除に努めることとなりました。技能実習生の来日前の支払い費用の実態は、ベトナムが最も高く、次に中国と続きますが、国籍別で見ますと大きな開きがあります。また、送り出し機関以外の仲介者への支払いも一部見られました。来日前の技能実習生の借金について、下段をご覧ください。例えば、一番左のベトナムを見ますと、縦線で80%と20%に別れていますが、上の数字80%が、「借金の有無」について「ある」と答えた割合となっております。結果、借金については、国籍別ではベトナムの割合が高く、逆に中国が低い形となりました。

次のページをご覧ください。

技能実習生の失踪状況についてです。

実習実施者からの話ですが、仕事が終わった後に、レストランで食事を奢ったり、寮に差し入れをしたり、技能実習生を含めて休日にバーベキューをして、信頼関係ができたと思っていたのが、後日、部屋の荷物がなくなり、突然いなくなってショックだったという話をされたところもありました。

また、技能実習生は入国後約1ヶ月間、監理団体で入国後講習を受講しますが、講習中の失踪も最近は多く、名古屋事務所所轄の失踪者の約75%が、入国後1年未満の技能実習生で、近年入国して間もない失踪が多くなっております。監理団体から技能実習が中断した場合には、理由について機構に届ける必要がございますが、失踪を理由とするものは、昨年比で約27%増加しています。資料で、借金の割合が低い中国の技能実習生

の失踪割合が高い結果もあり、失踪の増加の原因は特定できておりません。

次のページをご覧ください。

国籍別で見ますと、技能実習生の割合が高いが、失踪の割合が低いのが、インドネシアとフィリピンで、その逆はカンボジアとミャンマーとなっています。もし技能実習生に接する機会があれば、失踪しないよう注意喚起のご協力をお願いします。

今後も技能実習制度が適正な運営を図ってまいりたいと思いますので、技能実習生に係る相談情報がございましたら、名古屋事務所までご連絡ください。

私の説明は以上となります。

(事務局)

次は特定技能に係る外国人材の受入状況について各機関様からお話いただきます。

(東海北陸厚生局)

厚生労働省で行っている外国人介護人材の受入れの状況について説明します。

資料4となります。

2ページ目をご覧ください。我が国の外国人介護人材の受け入れの仕組みを一覧にしたものです。次の3ページは、それぞれの在留資格別のこれまでの受け入れ実績です。それぞれ公表時期が異なっておりますので、時点にご留意ください。また、技能実習については計画の認定件数で、在留者数ではない点にもご留意ください。次の4ページからの介護分野の特定技能制度については本日、時間の関係で割愛させていただきます。6ページからは技能試験、日本語試験の概要になります。令和4年5月までに介護技能評価試験に3万4,371名、介護日本語評価試験に3万5,721名の方が合格しており、今後、ベトナムなどの実施環境の整った国から順次実施していくという状況です。なお両試験につきましての学習用のテキストを、日本語プラス10ヶ国語にて作成しています。

ちょっと飛んで9ページになります。お役立ちツールのご紹介となります。こちらの6つの事業につきましては、厚生労働省や事業者等のホームページから確認していただけますのでご活用ください。

最後に、令和4年度の予算関係資料の状況になります。18ページは、外国人介護人材関連予算の一覧です。太枠で囲っている部分が、自治体においてご活用いただけるメニューになっております。厚生労働省としては、これまでご説明させていただいたような取り組みを行うことにより、外国の方々が介護施設で安心して従事できるような、体制を整えていきたいと考えております。私の方から説明は以上となります。

(東海農政局)

資料5をご覧ください。

まず特定技能1号在留外国人数ということで、先ほどの名古屋出入国在留管理局の資料と重なるところがありますが、農業分野で1万5,675人、飲食料品製造業分野で4万578人、外食業分野で4,644人となっております。これは、2022年11月末現在の法務省の速報値ということになりますが、特に、飲食料品製造業分野で特定技能1号在留外国人全体の3割強を占めているということで、飲食料品製造業が非常に多いということになります。次に、技能測定試験の全国の試験実施状況についてです。農業分野の試験実施状況は、一般社団法人全国農業会議所が実施主体となり、2022年度の国内試験は全都道府

県で実施され、愛知県では、名古屋市、岡崎市、豊橋市で実施されています。

試験の結果は、現時点で12月までの試験結果が公表されており、受験者数7,901人、合格者数は7,012人となっております。国外試験は、国別の数値を記載しておりますが、10か国で実施されており、今年度の12月までの試験結果は、受験者数6,804人、合格者数5,952人となっております。

次のページをご覧ください。

飲食料品製造業分野の技能測定試験についてです。一般社団法人外国人食品産業技能評価機構が実施主体となり、2022年度は、国内試験を年3回実施しており、愛知県では名古屋市で実施されています。公表されている試験結果では、第1回の試験結果は、受験者数1万638人、合格者数8,385人、第2回は、受験者数9,611人、合格者数6,520人となっております。資料には記載されておきませんが、先日第3回の試験結果が公表され、受験者数が6,653人、合格者数4,521人という結果となっております。国外試験は、フィリピン、インドネシアの2ヶ国で6月から隔月で実施される予定となっております。12月までの試験結果につきましては、受験者数3,319人、合格者数1,959人となっております。

次に外食業分野です。試験実施主体は、飲食料品製造業分野同様、一般社団法人外国人食品産業技能評価機構で、2022年度の国内試験は、飲食料品製造業分野と同様、年3回実施されており、愛知県では名古屋市で実施されています。結果は、第1回から第2回は記載されている通りで、第3回の試験結果は、昨日公表となっております。受験者数4,520人、合格者数2,791人という結果となっております。国外試験は、7か国で実施されており、12月までの試験結果は、受験者数3,913人、合格者数2,724人となっております。

3ページをご覧ください。

最後に協議会の開催状況についてですが、昨年9月に書面開催で開催され第8回ワーキンググループ以降、農業特定技能協議会及び食品産業特定技能協議会の運営委員会が開催されており、特定技能外国人の受入状況等について情報共有等を行ったところです。なお食品産業特定技能協議会の第11回運営委員会資料は、農林水産省ホームページに掲載されており、農業特定技能協議会の第8回運営委員会の資料については、追って農林水産省ホームページに掲載されることとなっておりますので、また確認いただければと思います。説明は以上となります。

(中部経済産業局)

資料6となります。

まず、「製造業における外国人材の受け入れ支援事業」についてです。経済産業省の来年度の予算では、今年度に引き続き、特定技能外国人の円滑な受け入れ及び外国人材の技能水準の確保に向けて、受け入れ企業や、就労を希望する外国人材を対象に、セミナーや相談窓口の運営などを実施する予定です。次に、今年度のセミナーのご案内をいたします。

「製造業における特定技能外国人材受け入れセミナー」は、特定技能制度の概要等に関しての説明のほか、特定技能外国人材を受け入れている企業の事例、特定技能で働く外国人材の声等を紹介いたします。オンラインで開催しますので、特定技能外国人材の受け入れを検討されている愛知県内の中小企業、団体様にご活用いただければと思います。もう一つは「特定技能外国人材向けジョブフェア」です。日本企業の会社概要や働

く内容を紹介するものです。愛知県内では、株式会社アイデア様、株式会社名友産商様にご参加いただいています。オンラインで開催されていますので、愛知県内の外国人材の方に積極的に参加していただければと考えています。

最後に、職場における外国籍の職員との円滑なコミュニケーションを図れる動画教材が、ホームページで公開していますので、ご紹介します。また、参考までに、高度外国人材活躍推進プラットフォームについて、ご関心あれば、参照いただければと思います。以上です。

(中部地方整備局)

資料については、前回のワーキングに提出したものと同様のものしか公表ができなかったため、割愛させていただいております。手元集計の値で、ご報告します。

中部管内の建設分野の特定技能の認定については、概ね全国の15%弱程度となっております。1月末時点で1,138社、累計で概ね3,000人程度を認定しています。そのうち愛知県は、中部管内で6割程度と最も人数が多くなっており、2,000人程度の認定を行っています。令和4年度の新たな部分としては、令和4年8月30日に区分の改正があり、これまでの区分に加えて、ライフライン設備というものが新設されました。9月末までの1ヶ月間で、全国でこのライフライン設備という区分で約1,000人が認定され、活用しているという状況です。またその際に、事業実施法人におきまして、研修や講習会を強化するという方針が打ち出されておりますので、こちらも順次行う予定ですが、まだ具体的なところの情報が入っていないという状態です。以上です。

(中部運輸局)

船舶産業課です。造船事業を担当しており、特定技能に係る手続きとしては、受け入れ企業が造船業を営んでいるかを確認するわけですが、この手続きは本省に直接申請していただいております。中部運輸局では、特定技能に関する業務を行っておりません。私どもは発表するデータを持ち合わせていないので、本省からお教えていただいたデータを発表させていただきます。資料は作成しておりません。

特定技能者を受け入れている造船事業者は、6月末の時点で、全国で768社です。特定技能として造船業で働く外国人は2,776人で、その方々が従事する業務の8割以上が溶接となっています。出身国別では、フィリピンが5割、ベトナムが2割で、その他の国が3割となっています。船舶産業課は以上です。

自動車技術安全部整備課です。当課では特定技能ということで、整備分野に特化した届け出をいただいております。他の方々のデータと同じように、ベトナムが、現状は圧倒的に多いところでは。約50%以上、60%近い人数がベトナムです。次がフィリピン、そして一番少ないところで韓国、中国からです。特定技能の制度ができてから、右肩上がりに届出件数が増えているところで、制度ができた年度は数件だったものが、現在では年間数百件という数を取り扱っています。私ども中部運輸局は、愛知・静岡・岐阜・三重・福井の5県を管轄しており5県に所在する受け入れ企業からの届出をいただいております。運輸局は全国で10運輸局ございますが、中部での届出は、関東と同じ位の数があり、全国でも上位に位置しています。昨年の暮れから増えてきたのが、東北、北海道、九州です。

昨日、JICAの勉強会に行ってきましたが、やはりそちらでも、ベトナムが多いと

いう話を伺っています。いずれにしても、整備業界は、人手不足や熟練工員の高齢化に伴い、特定技能の活用はどんどん右肩上がりが増えていくだろうと、感じているところがございます。以上でございます。

(事務局)

続いて、その他の団体における取組状況等をご紹介いただきたいと思います。

(名古屋市)

名古屋市で行っている取り組みとしては、令和2年度から、中小企業外国人材雇用支援事業という事業を行っており、外国人材をこれから採用しようとする企業ですとか、すでに雇用している市内の中小企業を対象とし、外国人材の採用や定着に関して、それぞれの企業が抱える課題に対応した専門家を派遣するという支援を行っており、令和3年度、4年度とも15社ずつ支援を行いました。支援内容は、複数のメニューの中からそれぞれの企業の課題に対応したメニューを選択して組み合わせながら使っていただくというもので、外国人材採用に関するコンサルティング、ビジネス日本語教室、日本人社員向けの伝わる日本語研修、異文化コミュニケーション研修といったメニューを、利用される企業が多くございました。そうした支援内容について事例集として取りまとめ、公表することで、同じような課題を抱える企業が今後取り組む際の参考にしていただければと考えております。また令和4年度につきましては、メッセナゴヤで、市内の中小企業と外国人留学生の交流会というものも実施しました。今後も市内企業における外国人材の雇用や定着につきまして総合的に支援をしてまいりたいと考えています。以上でございます。

(愛知県商工会議所連合会)

口頭で説明をさせていただきます。

愛知県商工会議所連合会として出席いたしました名古屋商工会議所です。私どもとしては、この分野はあまり取り組みができてない分野で、今日は資料もなく、私どもから報告する事項はないのですが、皆様からお話を聞いて取り組みが進んでいることや、いろいろな受け入れ環境を持っていることがわかり、大変有意義でした。私の担当柄、いろいろな企業さんにヒアリングをしますが、最近の特徴的なものとして、ものづくりの現場では、中国に親会社さんが仕事を出していたのが戻ってきていると、ただし単価が合わないのが厳しいけれども、抱き合わせで仕事を任せられるのでなんとかやっていくしかないといった、そういうのが聞こえるようになってきています。やはり人手不足も相まって、まだまだ外国人材への期待は高いと思いますし、高まっていくのだろうかと改めて感じたところです。私からは以上です。

(愛知県商工会連合会)

口頭で説明をさせていただきます。

県内57商工会でございます。そのうち技能実習生の監理団体をしているのが4商工会あり、4商工会が監理団体として活動しています。連合会におきましては、最近、外国人の創業者への支援が結構増えてきたと感じるところでございます。特に外国人の創業としては、小さく、個人的にやっていきたいという方もみえます。以上です。

(中部経済連合会)

本日は、愛知県さん、愛知県国際交流協会さん、愛知県経営者協会さん、それから中部経済連合会の4者が共同で開始した、「地域の日本語教室の支援活動」についてご紹介させていただきます。資料7をご覧ください。

これは、報道向けに公表した資料で、最後のページが全体の概要です。1の図の上段に示した「現状」ように、愛知県さんと、国際交流協会さんは、2008年から「地域日本語教室の支援基金」という活動を行っておられ、経済界としても、これに賛同して参りました。これに加え、新たな活動として、この図の下段にある「目指す姿」に示すような産官学が連携した総合的支援を想定しております。今年度のはじめに、幾つかの地域日本語教室さんに、課題やニーズについてヒアリングを行いましたところ、「圧倒的に人材不足である」とのご意見をいただきました。「教える人材」、それから「教室を運営するような教える以外の人材」、双方に非常に不足を感じておられる。それから、「教室を開催する場所が足りない」ということも大きなニーズとしてございました。

今回、人的支援からまずは始めてみようということで、企業からボランティア人材を募り、地域の日本語教室さんとのマッチングを、パイロット事業として、昨年10月から始めまして、今まで2回のイベントを行いました。

はじめに開催した西三河地区では、企業3社、地域の日本語教室さん8教室にご参加いただき、40名を超えるボランティアの方と教室さんとのマッチングを行いました。第2回は、尾張地区で、5社の企業と、5つの教室さんのマッチングを1月に行いました、やはり40名強のボランティアにご参加いただき、現在、教室見学等の調整をしており、来月ぐらいから現場に入ってくださいと予定を進めております。今後もマッチング活動を拡大していくとともに、教室開催場所の課題にも対応していきたいと考えております。本会合でも多くの皆様が言及されておられるように、定住・永住の在留外国人数は今後益々増加し、入管法の改正で、特定技能の方の在留期間が中長期化することによって、帯同家族の方も増えることは明白です。私どもは経済界も、継続的にこうした活動に参画することによって、将来の日本の社会の構成員、あるいは企業にとっての貴重な労働力となりうる在留外国人の、方々の家族も含めた生活基盤の整備に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

(愛知県経営者協会)

今ご紹介した通り、中部経済連合会さんとも連携しながら、愛知県経営者協会として、取り組みに参画しております。今のお話と同様でございますので、詳細は割愛をさせていただきます。以上でございます。

(愛知県中小企業団体中央会)

私どもは、外国人技能実習生を受入れている監理団体の一つである事業協同組合への設立運営支援を行っておりますので、その中から設立相談案件と、実際の設立件数をご紹介させていただきたいと思っております。昨日までで、まとめたところでございます。今年度、新規設立相談された件数が50件あり、そのうち技能実習生の受け入れをやりたいと希望されているところが42件で、パーセンテージで言うと84%です。昨年度は43件中35件ということで割合的には同じぐらいですが、若干件数が増えたかなという状況でござ

います。

一方、実際の設立の方でございます。愛知県等に申請しているところを含めて今年度中に成立までするだろう数を、申請ベースでの数字ということでご紹介させていただきます。令和4年度の設立申請は21件、そのうち実習生目的というのが18件という状況でございます。こちらは昨年が29件中28件という状況でしたので、設立数としては若干、少なくなっているという状況になります。やはり先ほどご説明があった通り、制度見直しというのがあって、ちょっと様子見をされているという方も見えたりしますが、中にはどう変わるかわからないが、今のうちに設立をしておきたいということで進められているというところもあり、相変わらずなくなることはなく、コツコツと設立相談がある状況でございます。以上でございます。

(日本労働組合総連合会愛知県連合会)

連合愛知として特に、外国人労働者の関係で、今取り組みをしているかということとはございません。

我々38の産別で構成されている組織でありまして、それぞれの労使の中で、外国人で働いている人がいれば、組合員でなくても、その相談を受けているような感じで、各労使で取り組んでいる状況でございます。組合に入っていない人に対して、私達は、定期的に特化したテーマで集中的に相談を受け付ける日を設けておりますが、外国人労働者に特化した取り組みは今のところございませんので、今後、相談状況も注視しながら活動を検討してまいりたいと思います。以上です。

(国際人材協力機構名古屋駐在事務所)

資料9をお配りさせていただいております。

昨年末、私ども国際人材協力機構では、外国人材の受け入れや送り出しの事業に携わる国内外の機関の皆様を対象に、技能実習制度と特定技能制度に係るアンケート調査を実施させていただき、両制度を実際に利用している方々の生の声を集めた調査結果として取りまとめました。資料9-2(1/2)が要点を取りまとめたもの、具体的なアンケート結果が資料9-2(2/2)となります。

かいつまんで説明いたします。今回のアンケート調査の結果では、「両制度の特徴を生かしつつ、連結性を高める改正を加えて併存することが望ましい」との意見が、国内外とも、全体の約4割という結果になっております。また、今後の検討に期待することとしましては、「労働力不足に正面から取り組む制度」「通算在留の可能年数を長く」「受け入れ対象職種の拡充」といった声が多く、また、手続きの簡素化といった運用面での改善を求める意見も多数寄せられております。両制度のよさを生かしつつ、より利用しやすい外国人材活用制度に向けて、適正な見直しが行われることへの期待感がうかがえる内容となっております。以上でございます。

(愛知県職業能力開発協会)

技能実習生の方が受検する技能検定について申し上げます。資料10となります。

私どもは、外国人材の中の技能実習生に対する国家技能検定を実施しております。

大きな特徴として、ポイント、2点ご説明いたします。表の一番上、技能実習1号の方が受けられる基礎級の状況ですが、令和4年度4月から12月においては、2,479人で

すが、4月から9月においては、毎月、1桁程度の受検者の方でした。10月からはドンと人が多くなりまして、10月ですと130人、11月で894人、12月ですと1,443人ということで、昨年の春の入国が再開されて、日本にお見えになった外国人の方の技能検定試験を、今まさしく対応しているというところですよ。ここ数ヶ月は毎月1,000人ぐらいの受検者対応をしていく見込みです。次に随時3級の表を見ていただけますでしょうか。技能実習2号の方が受検される試験です。令和4年度4月から12月において、6,622人ですが、月平均しますと730人程度です。今後の見込みとしては、令和2年の春から夏にかけて、最初の入国制限があった時期に該当してきますので、この随時3級については、今後、減っていく傾向と想定されております。基礎級と随時3級、特徴としてポイント2点ご説明させていただきました。

(愛知県就業促進課)

私どもでは、定住外国人の雇用を促進するため、企業向けの雇用相談窓口及び定住外国人向けの就職相談窓口を設置しております。資料の11-1となります。

今年度の相談件数は、1月末時点で、企業が118件、外国人が144件となっています。昨年1月末と比較しますと、企業の相談件数が1.9倍、外国人の相談件数は1.4倍となり、外国人の雇用や就職に関する相談が増加しております。企業からの相談の内容としては、外国人の受入環境の整備や雇用している外国人に関する相談、人手不足のために外国人を紹介してほしいという相談、さらには、ウクライナ避難民の方に対する支援の申し出というものもございました。一方、外国人からの相談内容としては、ほとんどが仕事探しに関する相談で、その他に履歴書や職務経歴書の書き方を教えてほしいという相談がございました。相談件数が増加したことに伴いまして、相談窓口において、雇用の意向がある企業と求職中の外国人とのマッチングが図れるように支援してまいります。なお、外国人向けの窓口では、定住外国人以外の相談も受け付けております。

また、資料11-2以降の資料は、相談窓口と伴走型支援に関するチラシです。伴走型支援は、今年3月まで人手不足の企業を対象として、採用や就職から定着までの企業と定住外国人双方をフォローする伴走型支援を実施しています。現在も伴走型支援企業に就職を希望する定住外国人を募集しておりますので、相談窓口も含めて、周知にご協力いただけると幸いです。私からは以上となります。

(事務局)

これまでの説明に関しまして、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

(中部運輸局(船舶産業課))

先ほども説明させていただきましたが、造船業を担当しております。私どもは特定事業の業務を行ってはおりませんが、外国人造船就労者受け入れ事業、いわゆる特定活動の業務はありまして、監理団体から提出される書類を受け付けております。この造船の特定活動ですが、今年度末で終了することになっております。

そこで一つ質問です。他の業種の特定活動は、同じように今年度末で終了するというお話、いやいや、他の業種の特定活動はもうしばらく継続されるはず、というようにお伺いしており、どちらが本当なのか。今日は良い機会ですので、教えていただきたいと思って、手を挙げさせていただきました。

(名古屋出入国在留管理局)

ただいまの御質問にありました特定活動につきましては、いろいろな内容がございますし、告示1号から50号までの内容もございますし、告示外という形で、活動を指定する場合もございます。造船の内容に関しましては、期間限定ということになりますので、人手不足・人材確保等というような状況に応じた、一時的な措置になります。特定活動については、他にも介護のEPAといった形も特定活動であり、特定活動が均一に期間を設けている訳ではございませんので、その点、御了承いただければと思います。

また、在留資格については、もし外国の方からご相談等あるのであれば、名古屋入管に相談窓口も設けておりますので、ご案内いただきたいと思います。以上になります。

(事務局)

それでは、続いて議事(3)の意見交換に移ります。

意見交換のテーマにつきましては、事前に皆様にお伺いしたところ、「特定技能外国人に係る相談対応等について」というテーマと、「外国人労働者向け職業訓練の状況について」というテーマの、2つをご提案いただきました。

最初に、「特定技能外国人に係る相談対応等について」、ご提案いただいた名古屋出入国在留管理局さんから趣旨等をお話いただき、その後、皆様にご発言をお願いします。

それでは、名古屋出入国在留管理局さん、お願いします。

(名古屋出入国在留管理局)

名古屋入管です。私の方からテーマとして挙げさせていただきましたのが、特定技能外国人に係る相談対応についてということでございます。先ほど申し上げましたとおり、この愛知県については特定技能外国人の約1割が在留するというところで、また今後、特定技能の2号、現在は建設、造船の分野において既に2号の設定がございしますが、分野の拡充ということも、検討されているところでございます。

円安の状況もありまして、やはり外国人材の方々から、日本で働いていただくためにも、受入れ環境の整備ということが肝要と思います。また、有識者会議の資料の中にも少し触れてはいるのですが、特定技能の外国人につきましても、技能実習生と同様に、行方不明者が発生しているような状況でございます。

様々な関係機関の方々がいらっしゃいますので、もし特定技能外国人の方から、そういった相談等を受けていらっしゃるものがあれば、幅広く問題点を捉える必要があると思ひまして、提案をさせていただきました。どんな形でも結構です。もしあるようでしたら、御意見頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

ただいまの説明に関しましてのご質問や、ご意見等何かございましたら、挙手をお願いいたします。

(東海農政局)

提案されたテーマについての事前案内の中に、特定技能外国人受け入れに関する支援策という話もあったと思いますが、資料5の4ページ、こちらが農林水産省の特定技能

外国人受け入れに関する支援策の資料となります。例年、外国人材受入総合支援事業において、農業、飲食料品製造業、外食業等の分野で、特定技能外国人を受け入れるため、外国人材の知識及び技能を評価・確認するための試験の作成・更新、実施や、外国人材が働きやすい環境整備等のための相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、優良事例の収集・周知等の支援を行ってまいりました。令和5年度におきましても、引き続きこれらの取組への支援を行うとともに、新たに、この資料の事業イメージに記載されておりますが、農業分野において、海外で働く意向のある外国人材に対する、技能測定試験等の受験の促進や、日本の農業現場への就労支援のため、海外の教育機関等と連携し、現地説明・相談会の開催支援を実施する予定としており、外国人材の方々が具体的なイメージを持って、日本に来ていただけるような取り組みについて、新たに支援することとしております。

(愛知県就業促進課)

先ほどご説明しました就職相談窓口におきまして、1月末までの相談件数144件のうち、特定技能の在留資格の方から7件の相談をいただいております。

そのうち6件は、就職に関する相談や仕事探しでございました。もう1件につきましては、それ以外のお話で、内容に則して適切な窓口をご紹介させていただきました。

(国際人材協力機構名古屋駐在事務所)

私どもは、監理団体様、登録支援機関様等に訪問させていただき、情報交換等させていただく機会を設けさせていただいております。そういう中で、建設・造船分野以外の分野に従事している特定技能1号外国人の中には、5年終了後、特定技能2号に移行できると誤解している者もいるようなお話も耳にしており、特定技能制度に関する情報が必ずしも正確に伝わっていない可能性があります。

SNS等の発達により、様々な情報が飛び交う環境の下、特定技能外国人が誤った情報に惑わされて不利益を被ることがないように、正確な情報が届く環境整備が求められます。

(中部地方整備局)

建設業につきましては、事業実施受入法人の方が委託をいたしまして、巡回指導と相談業務を行う機関を設けております。こちらの機関が巡回指導を行ったり、中部地方整備局のような国交省の機関が受け入れ計画を認定する際に、その外国人材の方の国籍に合わせてホットラインカードというのを企業さんにお送りして、その外国人材の方にお渡ししてくださいということをしており、カードは4か国語ぐらいで作っております。そこには相談先の電話番号が書いてあり、それが先ほどの巡回指導機関の方に繋がるようになっており、相談を受けるというような仕組みを作っています。以上です

(名古屋出入国在留管理局)

貴重なご意見等ありがとうございます。

最後に、私どもの方が用意させていただいた資料の最後のページになりますが、名古屋入管の取り組みということで、紹介させていただきます。昨年12月に、JICA中部さんにおきまして、多文化共生イベント及び合同相談会というものを実施いたしました。

この合同相談会というものは、外国人材受け入れ共生のための総合的対応策とロードマップに策定している受入環境整備を目的とする施策の一つになります。

東京の四谷にございますフレスク（F R E S C）という機関がございまして、外国人の方がそこに行けば、すべて悩み事が解決できるような、複数の関係機関が入居をしている場所ですけれども、これの名古屋版をやりたいということで、昨年12月に試行的実施いたしました。この合同相談会につきましては、入管のほか、愛知労働局さんですとか、法テラスの愛知・三河の方々ですとか、法務局の人権擁護局の方々にもご参加いただきました。今回は、2日間限りのイベントにはなったのですが、また来年度も実施をさせていただきたいと思っております。特定技能外国人に限った話ではなく、すべての労働をされている外国人さんにも周知させていただいておりますし、定住者等の在留資格、そういった方々にも来ていただきまして、何か悩み事があれば、ここで解決をしていただくというようなコンセプトで実施しております。

ある程度の数の方々に来たのですけれども、もっと受入れる余力もございましたので、来年度実施させていただく際には、また皆様方に周知をさせていただきたいと思っておりますので、その際には外国人の方々ですとか、外国人を雇用するような所属機関の方々にこういったイベントを周知していただけたらなと思っております。以上です。

（事務局）

それでは次のテーマに移りたいと思います。

次は、「外国人労働者向け職業訓練の状況について」というテーマを、愛知県経営者協会さんから提案いただいております。経営者協会さんご説明をお願いします。

（愛知県経営者協会）

これに関しては、やはり愛知県は先ほどから話が出ておりますように、外国人の定住の方あるいは、今後は特定技能の方ということで、長期滞在を前提としながら、働かれる方が増えていくであろうと考えております。そういった中、やはり外国人の方の職業人生というの、中長期的に考えていく必要があるということで、職業訓練の状況というところ、私どもまだ勉強不足なところがあるのですが、そういった職業訓練を受けるにも、学校に通うのにハードルが高いというようなお話もちょっと伺っております。例えば学校に行くために、試験、日本語がハードル（になっている）だとか、そういったことも含めて。今愛知県でも、職業訓練校を何校か運営されていると認識しておりますが、そういった中で、現状どうなっているのかと、あるいはこんな取り組みを進めているというようなことを、こうした機会でご聞ければと思いますので、よろしく願いいたします。

（愛知県産業人材育成課）

愛知県の職業訓練についてですけれども、離転職者を対象に、民間の教育訓練機関に委託して、雇用セーフティネット対策訓練というのを、毎年約5,000人規模で実施しております。その中の一つのメニューとして、定住外国人向けの職業訓練を実施しております。今年度におきましては介護分野の訓練を、3コース、各コース定員15名でやっております。実際定員は45名なんですけれども受講者数はですね24名という状況でございます。昨年度も3コース実施してございまして、受講者数が17名ということで、今年度若干

増えているという状況でございます。

ただ、今年度実際にやったコースは3コースですけれども、本当は5コースやる予定だったのが2コースは、ちょっと受講生が集まらないということで、中止したというケースがございます。

来年度においても、一応3コースで計画はしているのですが、事業者によっては、プラスアルファの提案があれば、5コース程度はできるかなというふうに思っておりますが、なかなか定員まで受講者が集まるという状況ではないということと、あと介護分野もですね、昔は、平成20年度から定住外国人向けの訓練コースやっているのですが、昔は建設分野のコースもあったんですけども、ただその受講者が集まらないということで、現状は介護分野のみという状況でございます。

以上でございます。

(愛知県経営者協会)

現状について情報ありがとうございます。

私どもも今後、企業様の実態等伺いしていきたいと思っておりますけれども、お話のありました実際に集まらないという部分の背景ですね、どういったことなのかということをもう少し考えていく必要があるのかなと思っております。ニーズがあるけれど来ないのか、本当にそれはニーズがないのであれば、ちょっとコースがどうなのかということもあると思いますので、やはり聞いていますところでは、日本語の問題もあってですね、そもそもその同じように受けられない、門戸は同じように開いているかもしれないけれど、日本人と同じような受験ハードルではなかなか難しいところで、そういったこともちょっとあるのかなと、最近考えております。(受講者を増やしたり周知するために) 知恵をだしていく必要もあろうか、と思います。

(事務局)

それではこれをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。